



NO. 208
2013.8.16

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関 2-1-2 中央合同庁
舎 2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.
ne.jp/~k-union

義務的再任用 追及第二弾

義務的再任用制度

常時（フル）勤務希望者全員を採用せよ！

七月二十六日付けのユニオンニュース二〇六号でもお知らせしたとおり、各地整で「常時勤務希望者」に
対して、「四日勤務で」と自ら公示した「募集要綱」と違つ内容で説明がされています。これは明らかに、
閣議決定に違反する行為です。これに対して、本部と各支部は本省や各地整に対して抗議を行っています。

二〇一三年三月二六日「国家公務員の雇用と年金の接続について」の閣議決定では、「当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、常時勤務する官職に再任用するものとする」とし、そして、但し書きで「職員の年齢別構成」の適正化を図る観点から、常時勤務が困難と認められる場合は、「短時間勤務の官職に再任用することができるとしています。」
常時勤務が基本であることを示しています。また、七月一日大臣官房人事課長名で出された「通知」でも、「対

象となる職員が、再任用を希望する場合は、再任用するものとする。ただし、任命権者の定める再任用希望の提出期限の末日を徒過し、定員・定数・人件費予算の状況により再任用の実施が困難である場合など、合理的な理由が存する場合とし、この限りでない」とし、ここで常時勤務が基本であることを国交省自ら「通知」してあり、短時間勤務採用はあくまで「但し書き」の範疇です。
さらに、その通知にはその「但し書き」に沿う場合でも、「再任用

希望の提出期限の末日を徒過した」後となっています。
現在各地整で行われている「常時勤務は出来ない」「週四日勤務で」

厳しい定員事情を 作り出したのは当局

全員採用放棄は断じて許せない

また、当局は、但し書きを生かそうとして「定員事情」を持ち出して定員・定数の厳しい状況を作り出したのは、

旧建設省時代から、連年に渡る大幅な定員削減を唯々諾々と受け入れて、職員を差別するた
めに定数改善をサボり続けているのであって、そ

の責任を平成二五年度定年退職者に押しつけるのは間違っています。一定の新規採用者を確保しつつ、今後の退職状況などを把握し、その中で様々な工夫をしてから判断すべきです。

あつて、早々と「全員採用放棄」の決定を下すのは大問題です。（昨年から今年にかけて取り組んだ「希望者全員の採用」等を要求した再任用署名の集約数は表の通りです。）

012年度再任用署名集約数

	集約筆数		総合計
	筆	その他	
東北	126	156	282
北陸	262	612	874
関東	238	138	376
中部	227	273	500
近畿	398	803	1201
中国	113	3	116
四国	68	49	117
九州	181	264	445
地理	160	74	234
総合計	1773	2372	4145

このままだと無年金状態が六五歳まで 続く職員は大変なことになる

いくつかの地整では、地整の会議での説明や常時勤務採用希望者に対して「兼業禁止の運用が緩和された」「アルバイトも出来る。そのときはちゃんと報告するように」などの説明がされています。

そして今回「国交省では、義務的再任用を否定し、年俸二九〇万円の短時間勤務にカットし、あげくの果ては賃金が少なければならぬ。イトでもせよなんて、全く職員を馬鹿にしています。

そもそも人事院は「定年延長で退職時の七割の年俸五〇〇万円が妥当」として報告をまとめました。ところが、この勤務延長を否定し、義務的再任用が決定された常時勤務で年俸三六〇万円までカットし、

このような当局の姿勢を認めれば、今後六五歳まで無年金状態になる後輩たちのすべてが年収二九〇万円生活が強いられることになり、絶対許すことは出来ません。

